

身体拘束等適正化のための指針

一般社団法人 SPEQ

SPEQ 呉 事業所

1 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的考え方

身体拘束は利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。

当事業所では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、スタッフ一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしない支援の実践に努めます。

(1) 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

(障がい者総合支援法)の身体拘束等の廃止の規定

サービスの提供にあたっては、利用者またはほかの利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはいけない。

やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その内容及び時間、その際の利用者の心身の状況、並びに緊急やむを得ない理由、その他必要な事項を記録しなければならない。

(2) 緊急・やむを得ない場合の3要件

- ① **切迫性** : 利用者本人又は他の利用者等の生命・身体・権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ② **非代替性** : 身体拘束その他の行動制限を行う以外に方法がないこと
- ③ **一時性** : 身体拘束その他の行動制限が一時的であること

やむを得ず身体拘束を行うときの手続き

- ① 組織による決定と個別支援計画への記載
- ② 本人・家族への十分な説明
- ③ 必要な事項の記録

2 身体拘束廃止に関する基本方針

(1) 当事業所においてはサービスの提供時において、原則として利用者に対する身体拘束及びその他の行動制限を禁止します。

(2) やむを得ず身体拘束を行う場合

本人または他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は身体拘束廃止委員会を中心に十分に検討を行い、切迫性、非代替性、一時性の3要件を満たした場合のみ、本人・家族への説明と同意を得て行います。

また身体拘束を行った場合は、その状況について経過を記録し、できるだけ早期に拘束を解除すべく努力します。

(3) 日常の支援における留意事項

身体拘束を行う必要性を生じせないために、日常的に以下のことに取り組みます。

- ① 利用者主体の行動・尊厳ある生活が送れるように努めます。
- ② 言葉や対応等で利用者の精神的な自由を妨げないように努めます。
- ③ 利用者の思いを理解し、ニーズに沿った支援に努めます。
- ④ 利用者とのコミュニケーションを充分にとるように努めます。
- ⑤ 利用者の個々の性格や障がいの特性を理解して対応することに努めます。

3 身体拘束適正化に向けた体制

当事業所では身体拘束廃止に向けて身体拘束廃止委員会を設置します。

(1) 設置目的

- ・ 身体拘束廃止に向けて現状把握及び改善についての検討
- ・ 身体拘束をせざるを得ない場合の検討及び手続き
- ・ 身体拘束を実施した場合の解除の方法の検討
- ・ 身体拘束廃止に関する取り組みの全スタッフへの啓発及び指導

(2) 身体拘束廃止委員会の構成員

所長

管理者

サービス管理責任者

生活支援員

職業指導員

目標工賃達成指導員

その他、趣旨に照らして必要と認められる者

(3) 身体拘束廃止委員会の開催

定期的に1年に1回以上開催します。

その他、必要時には随時開催します。

4 身体拘束等適正化のためのスタッフ研修に関する基本方針

支援に関わる全てのスタッフに対して、身体拘束廃止と人権を尊重した支援の励行を図りスタッフ教育を行います。

- ① 定期的な教育・研修（年1回以上）の実施
- ② 新任スタッフに対する身体拘束廃止のための研修の実施
- ③ その他、必要な教育・研修の実施

5 身体拘束発生時の対応・報告に関する基本方針

利用者または他の利用者の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合、以下の手順に従って実施します。

(1) カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、所長、各責任者（管理者、サービス管理責任者等）が集まり、身体拘束を行うことを選択する前に

①切迫性 ②非代替性 ③一時性 の3要件の全てを満たしているかどうかについて確認します。

身体拘束を行う選択をした場合は拘束の内容、目的、理由、時間帯、期間等について検討し利用者、家族に対する同意書を作成します。

(2) 利用者や家族に対しての説明

所長及び各責任者（管理者、サービス管理責任者等）が身体拘束の内容、目的理由、拘束時間または時間帯、期間、改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解を得られるように努めます。

また、身体拘束の同意期限を超え、なお継続して拘束が必要とする場合については、事前に利用者、家族等へ経過及び利用者の状態等を説明し、再度、同意を得た上で実施します。

(3) 法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、専用の様式を用いて、その対応及び時間・日々の心身の状態等の観察・やむを得なかった理由などを記録します。

情報の開示、共有し、この記録は行政の実地調査においても整備し閲覧していただけるようようにする。

6 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

この指針は公表し、利用者・家族・スタッフ等がいつでも自由に閲覧することが出来るようにします。

附 則

この指針は、令和3年4月1日から施行する。